



つながるシート



しめい
氏名

別添1-1
旧つながるファイル

★学校★

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1.基本情報						
①記載者						
2.本児の様子						
①体調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調
	理由：	理由：	理由：	理由：	理由：	理由：
②本日の出来事（各時間にて普段の様子と違う事等がありましたら理由や対応についてご記入ください）						
学習時間	・	・	・	・	・	・
休み時間	・	・	・	・	・	・
給食	・	・	・	・	・	・
その他	・	・	・	・	・	・
③最後のトイレ時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
④宿題	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑤送迎時間	変更 有 ・ 無	変更 有 ・ 無	変更 有 ・ 無	変更 有 ・ 無	変更 有 ・ 無	変更 有 ・ 無
⑥伝達事項						

★事業所★

事業所名						
記載者						
事業所で の様子						
伝達事項						

★保護者★

確認	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未	済 ・ 未
伝達事項						



【様式1】 つながるシート



しめい
氏名

別添1-2
新つながるファイル

	項目	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()
【学校】	記載者						
	体調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調	良好・普通・不調
	学校の様子、 伝達事項 など						
	送迎時間の変更 変更後の送迎時間	有 ・ 無 日： 月 日() 時： :	有 ・ 無 日： 月 日() 時： :	有 ・ 無 日： 月 日() 時： :	有 ・ 無 日： 月 日() 時： :	有 ・ 無 日： 月 日() 時： :	有 ・ 無 日： 月 日() 時： :
事業所	事業所名						
	記載者						
	体温	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分	度 分
	事業所での様子、 伝達事項 など						
保護者	記載者						
	自宅での様子、 伝達事項 など						



つながるシート



しめい 氏名 とよはし 豊橋 はなこ 花子

※ 記入

	項目	4月1日(月)	4月2日(火)	4月5日(金)	4月8日(月)	4月9日(火)	月 日()
【 〇〇小 】 学校	記載者	今橋 太郎	今橋 太郎	今橋 太郎	愛知 一美	今橋 太郎	
	体調	良好・ 普通 ・不調	良好・普通・ 不調	良好・ 普通 ・不調	良好 ・普通・不調	良好・ 普通 ・不調	良好・普通・不調
	学校の様子、 伝達事項 など	・土日の出来事を嬉し そうに話してくれ ました ・3時間目の授業中 に尿失禁があり、着 替えをしました	・食欲がなくお昼ご 飯を残しました ・くしゃみも頻回に みられました	・体調も回復し、元 気に授業に参加して いました ・避難訓練に積極的 に参加していました ・プラスシート	・音楽の時間中、友 達にからかわれ大き な声が出ましたが、 すぐに気持ちの切り 替えが出来ました ・プラスシート	・授業中に寝ている 姿を何度か見かけま した ・起こすと頑張って 黒板のノートを写し ていました	
	送迎時間の変更 変更後の送迎時間	有・ 無 日： 月 日() 時： :	有・ 無 日： 月 日() 時： :	有 ・無 日： 4月9日(火) 時： 15:30	有・ 無 日： 月 日() 時： :	有・ 無 日： 月 日() 時： :	有・無 日： 月 日() 時： :
事業所	事業所名	〇〇〇事業所	●●●事業所	〇〇〇事業所	〇〇〇事業所	●●●事業所	
	記載者	吉田 城	植田 愛	吉田 城	吉田 城	植田 愛	
	体温	36度7	37度1分	36度2分	36度5分	36度8分	度 分
	事業所での様子、 伝達事項 など	・今日は牛乳パック を使って花瓶を作り ました ・色塗りに集中して 取り組んでいました	・くしゃみや咳をし ている姿を多く見か けました ・体調が悪く、外遊 びの時間は室内で本 を読んでいました	・外遊びではルール を守ってお友達と元 気に遊びました ・まだ少し咳が出る ようで、咳をしてい る姿を見かけました	・事業所ではイライ ラや落ち込んでいる 様子はなく明るく挨 拶をしてくれました ・プラスシート	・事業所でも眠そう な姿を見かけました ・職員が何度か声を 掛けると、疲れてい るのか「いや」と言 われてしまいました	
保護者	記載者	豊橋 夢子	豊橋 太郎	豊橋 夢子	豊橋 夢子	豊橋 夢子	
	自宅での様子、 伝達事項 など	・事業所で作った工 作物を嬉しそうに家 で見せてくれました		・体調は大分良くな ってきましたが、悪 くなった場合は迎え に行きますのでお願 いします	・音楽の時間に、音 程を外したことを友 達がからかってきた ので怒ってしまった と教えてくれました	・自宅に帰ってきた ら疲れているのかす ぐに寝てしまいました	



【様式2】 つながるシート



※記入例

しめい
氏名

とよはし
豊橋

はなこ
花子

月/日	内容	月/日	内容
4/1	<ul style="list-style-type: none"> ・土日の出来事を嬉しそうに話してくれました ・3時間目の授業中に尿失禁があり、着替えをしました ・送迎時間の変更なし 記載者（〇〇小学校 今橋）	/	記載者（ ）
4/1	体温：36度7分 <ul style="list-style-type: none"> ・今日は牛乳パックを使って花瓶を作りました ・色塗りに集中して取り組んでいました 記載者（〇〇事業所 吉田）	/	記載者（ ）
4/1	事業所で作った工作物を嬉しそうに家で見せてくれました 記載者（保護者 豊橋 夢子）	/	記載者（ ）
4/2	<ul style="list-style-type: none"> ・食欲がなくお昼ご飯を残しました ・くしゃみも頻回にみられました ・送迎時間の変更なし 記載者（〇〇小学校 今橋）	/	記載者（ ）
4/2	体温：37度1分 <ul style="list-style-type: none"> ・くしゃみや咳をしている姿を多く見かけました ・体調が悪く、外遊びの時間は室内で本を読んでいました 記載者（〇〇事業所 吉田）	/	記載者（ ）
/	記載者（ ）	/	記載者（ ）
/	記載者（ ）	/	記載者（ ）

5 放課後デイサービス事業所との連携について

(1) 放課後等デイサービスとは

① 根 拠

児童福祉法に定められた障害児通所支援サービスの一つです。

<参考：児童が利用する障害児通所支援サービスの内容>

サービス名	対象者	サービス内容
児童発達支援	就学前の児童	施設において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	就学前の児童	児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	高等学校3年生まで	支援員が保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、集団生活適応に向け、本人または施設スタッフに対して専門的な支援を行います。
放課後等デイサービス	小学校1年生～高等学校3年生	学校の授業終了後または休業日に、施設において生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進など必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	就学前の児童	重度の障害等の状態にある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

② 経 過

障害児支援の強化のため、平成24年度の児童福祉法改正により、小学校1年生から高等学校3年生までの児童生徒を対象としたサービスとして新設されました。

制度開始時の利用者は、418名でしたが、平成31年1月現在で、639名となっており、約1.5倍増加しています。

③ 利用できる方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている18歳未満の方
 - ・難病、発達障害の診断を受けていて、支援を必要とする18歳未満の方
- ※ただし、医師の診断書、書類の提出を要する場合があります。

④ 利用負担

負担が増えすぎないように、所得に応じた上限額（サービス利用料の1割が範囲内）が決められています。

(2) 放課後等デイサービス事業所について

平成31年1月現在、市内にある放課後等デイサービス事業所は、44か所です。放課後等デイサービス事業所においてサービスを利用される際には、障害児支援利用計画を相談支援事業所(*1)において作成してもらう必要があります。

*1 相談支援事業所では、相談支援専門員が障害のある児童や大人のサービス利用の相談に応じ、障害児支援利用計画等の作成や見直し支援を行います。

(3) 放課後等デイサービス利用の流れ

- ① サービスの利用申請
 - ・申請先：障害福祉課
 - ② 利用者が相談支援事業所へ相談
 - ・「サービス等利用計画案」の作成を相談支援事業所に依頼します。
※どこに頼むかわからないときは、ほっとぴあ(*2)へ問い合わせます。
 - ③ 「サービス等利用計画案」を相談支援専門員(相談員)が提出
 - ・相談員が自宅を訪問して聞き取りを行った後、
「サービス等利用計画案」を障害福祉課に提出します。
 - ④ 受給者証の発行
 - ・障害福祉課より受給者証が自宅(または相談支援事業所)に届きます。
 - ⑤ 利用者が放課後等デイサービス事業所と契約
 - ・事業所と保護者で「放課後等デイサービス個別支援計画」を作成します。
 - ⑥ 放課後等デイサービス事業所へ通所開始
- *2 ほっとぴあ(とよはし総合相談支援センター)は、基幹型の相談支援センターとして豊橋市の障害児の相談支援の中核的な役割を担う機関です。

(4) 放課後等デイサービスを利用する児童生徒の支援に関わる計画

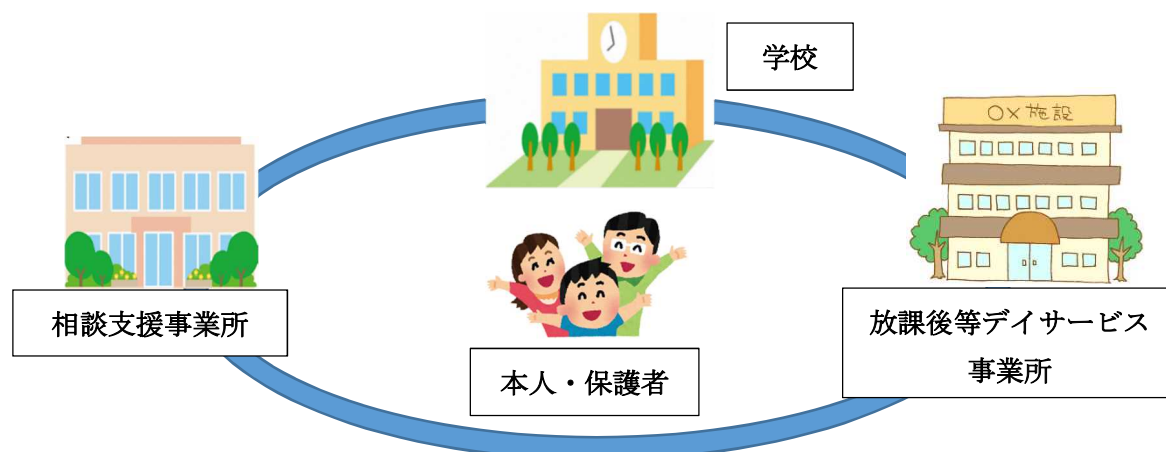
児童生徒の学校生活では、学校と児童・保護者によって作成する「個別の教育支援計画」に基づき、幼保小中高において一貫した指導・支援が行われています。

児童生徒が放課後等デイサービスを利用するにあたって、「障害児支援利用計画」「放課後等デイサービス個別支援計画」を作成することになっており、これをもとに、保護者・本人のニーズや現状の課題の克服のための支援が行われます。

(5) 学校と放課後等デイサービス事業所との連携

① 連携の意義

日頃から学校と事業所の相互連絡を円滑に行うことで、利用する児童生徒の教育及び福祉が充実します。また、学校では、「個別の教育支援計画」、放課後等デイサービス事業所でも「個別支援計画」を作成しており、それぞれの計画の内容を共有することで、個々の児童生徒へより効果的な指導・支援を行っていくことができます。



<参考>

放課後等デイサービスの支援の質の向上を図るため、平成27年4月に定められた『放課後等デイサービスガイドライン』（厚生労働省）の中で、放課後等デイサービス事業所と学校との連携が求められています。

【放課後等デイサービスガイドライン】より抜粋

【P13】設置者・管理者向けガイドライン

イ 学校との連携

○子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要がある。

○年間計画や行事計画等の交換、子どもの下校時刻の確認、引継ぎの項目等、学校との間で情報を共有しておく必要がある。

（中略）

○学校との間で相互の役割の理解を深めるため、

（ア）保護者の同意を得た上で、学校に配置されているが外部の関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を受けるとともに、放課後等デイサービス事業所の放課後等デイサービス計画を特別支援教育コーディネーター等へ提供する。

（イ）個別の教育支援計画が作成されていない子どもにあっては、保護者の同意を得た上で特別支援教育コーディネーター等とお互いの支援内容等の情報交換の連絡をとれるよう調整しておく。

（ウ）学校行事や授業参観に児童発達支援管理責任者と分担して積極的に参加する等の対応をとることが望ましい。



【P26】児童発達支援管理責任者向けガイドライン

イ 学校との連携

（中略）

○子ども一人ひとりの個別の教育支援計画等を理解するとともに、日々の学校で配慮されていること（姿勢保持の椅子等の器具、身体介助方法、声かけの方法、パニック時の対応等）について必要な情報を得て、従事者に対しても理解の徹底を図る。

（中略）

○医療ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校との間で共有する。

(6) 小中学校と放課後等デイサービス事業所との連携方法について

保護者の同意のもと、学校と放課後等デイサービス事業所との円滑な連携を進めるための方法を紹介します。

児童生徒にとって必要なことが確実に伝わるように、各学校と事業所との話し合いによってよりよい方法で進めてください。

① 情報提供・共有の窓口、担当者

- ・事業所が連携を希望される場合の学校の窓口は、教頭とします。
- ・「同意書」の手続き、具体的な連絡体制や対応については、特別支援コーディネーター、担任等ふだんから当該児童生徒と関わっている方を担当者としてください。

② 連絡体制の整備

ア 連携の内容や方法の確認・共有

- ・放課後デイサービス事業所のサービス利用開始後または年度始まりの早い時期に、連携の内容について相談します。学校、事業所、相談支援専門員、保護者で確認しておくことで、スムーズに連携を進めることができます。「連携シート」をもとに、連携の内容や方法等について確認が取れましたら、「同意書」の手続きを行ってください。

イ 緊急時の対応

- ・急な体調不良の際に保護者との連絡が取れない場合にもすぐに対応できるように、互いに担当者や連絡先を確認しておきます。
- ・事業所によって、体調不良時や学級閉鎖時の受け入れ基準が異なるため、確認しておく必要があります。

③ 日々の引き継ぎ

<推奨する引き継ぎ方法>

つながるシート

豊橋市としましては、学校や担当の教職員、事業所によって引き継ぎ方法がまちまちになると保護者の混乱を招くことから、「つながるシート」による引き継ぎをお勧めしています。

ただし、お子さんや保護者の状況、学校、事業所の事情により、他の方法で引き継いでいく方が望ましい場合もあるかと思いますので、その際には、「連携シート」にその方法を選んだ理由をご記入ください。

<その他の引き継ぎ方法（例）>

ア 学校の連絡帳の活用

- ・保護者の同意を得て、連絡帳や特別支援学級の連絡ファイルを、必要な時には事業所でも見られるようにすることで、その日の児童生徒の様子を共有することができます。

※特別支援学級で作成している連絡ファイルの用紙に、事業所から学校への記入欄を加えることで、三者が情報交換できる連絡ファイルになります。

イ 簡易メモ

- ・児童生徒の様子に合わせた簡易メモを作り、学校で記入したものを送迎時に渡します。
- ・児童生徒の状況により、連絡帳を共有することが難しい場合や、特に知らせる必要がある項目がある場合に適しています。

名前 ()
<input type="checkbox"/> 帰る前のトイレ
<input type="checkbox"/> 帰る前の水分補給
<input type="checkbox"/> パニック
<input type="checkbox"/> ……
<input type="checkbox"/> ……
<メモ>

④ 行事・懇談会等における情報共有

- ・各学校は、行事や授業参観が行われる場合には、事前に事業所に案内をしてください。また、事業所からも行事や授業参観への参加の意向がある場合は、その旨を伝えて可能かどうか相談をしてください。
- ・事業所は、学校からの訪問や参観を提案し、積極的に情報交換をしてください。また、学校も、可能な範囲で個人懇談会等の機会に事業所との懇談の場を設定していただけると助かります。

⑤ プランの共有

- ・情報交換の際には、事業所のサービス計画や個別支援計画、学校で作成している個別の教育支援計画をもとに支援の仕方を話し合うことが、児童生徒のよりよい支援につながります。

⑥ 面談・ケース会議

- ・学校、事業所、相談支援専門員、保護者が集まり、面談やケース会議を行うことで、より具体的に児童生徒の課題を共有するとともに、その方策について共通理解することで、一貫した支援を行うことができます。
- ・必要を感じた時には互いに声をかけ合って会をもつことが望ましいです。

一人一人の個性や能力に応じた
きめ細かな教育の推進

特別な支援の必要な子どもたちのための 豊橋市の支援ネットワークMAP

問い合わせ先
教育政策課 51-2819

1才

6才

12才

15才

18才

別添3

ライフ
ステージ

乳児期

幼児期

学童期

青年期

場

幼稚園・保育園・認定こども園
(障害児保育)

小中学校
(通常学級、通級指導教室、特別支援学級)

高等学校等
(通級指導教室)

大学
専門学校等

児童発達支援センター
(児童発達支援事業所)
豊橋市こども発達センター、高山学園、豊橋あゆみ学園、
豊橋くすのき学園、いわさき・こどもデイサービス等

特別支援学校

児童クラブ(学童保育)

適応指導教室(ほっとプラザ東・西・中央)

日中活動系サービス事業所
就労移行支援、就労継続支援A型、
就労継続支援B型、就労定着支援、
自立訓練(生活訓練)
自立訓練(宿泊型)
生活介護等

障害児入所施設(豊橋ゆたか学園、岩崎学園)

つつじ教室

放課後等デイサービス事業所

(公営・民営)
サービス

保育所等訪問支援

日中活動系サービス
(上記の事業所で行うサービス)

福祉型児童発達支援・医療型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援

放課後等デイサービス

乳幼児健診
(健診事後相談・訪問等)

就学時の
教育相談

※主に小中学校・特別支援学校へ就学している児童生徒
に関するサービスのみを掲載しております。

就園・発達等の相談
(高山学園、豊橋あゆみ学園、
豊橋くすのき学園)

豊橋市教育委員会における就学・発達等の相談
(☆にじの子相談室)

豊橋市保健所・保健センター こども保健課

特別支援学校における就学・発達等の相談
(☆くすのき相談センター、☆特別支援学校)

豊橋市役所 保育課

☆豊橋市こども発達センター

豊橋市 こども若者総合相談支援センター(ココエール)

東三河児童・障害者相談センター

障害児等療育支援事業

とよはし総合相談支援センター(ほっとぴあ)、相談支援事業所(市内24か所)

豊橋市役所 障害福祉課

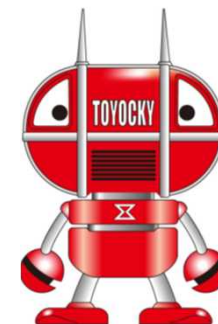
<実施施設> 豊橋市こども発達センター
豊橋あゆみ学園、岩崎学園

豊橋公共職業安定所(ハローワーク)

愛知県障害者職業センター

豊橋市障害者就業・生活支援センター

とよはし若者サポートステーション



相談窓口

児童福祉法に基づく 障害児通所支援サービスの内容

【放課後等デイサービス】

(小学校1年生～高校3年生)

学校の授業終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行います。

放課後等デイサービス事業所を利用する際には、利用者が適切な支援を受けられるように相談支援専門員が相談に乗ります。相談支援専門員は、利用計画案を作成する他、学校や関係機関との調整も行います。

【保育所等訪問支援】

(就学前～高校3年生)

保護者の要請を受け、専門のスタッフ（その子の支援に関する知識や経験をもつ児童指導員、理学療法士、作業療法士、心理担当職員等）が保育所や学校等を訪問します。本人や訪問先のスタッフに対して、集団生活の適応に向けた専門的な支援等を行います。

放課後等デイサービス事業所と学校との連携については、厚生労働省が定めたガイドラインにおいて具体的な連携方法が示されています。文部科学省も厚生労働省の協力依頼を受け、連携を強化するように周知を図っています。



問い合わせ先一覧

《福祉サービスとの連携・相談》

とよはし総合相談支援センター

(ほっとぴあ) 56-4111

《福祉サービスの手続きに関する質問》

豊橋市役所 障害福祉課

51-2347

《就労に関する質問・相談》

豊橋公共職業安定所 (ハローワーク)

81-0376

《特別支援教育全般に関する質問》

豊橋市教育会館 (特別支援担当)

33-2113

※小中学生の発達に関する問い合わせは、裏面「支援ネットワークマップ」の☆のついている相談窓口で受け付けております。

特別支援教育・福祉関連Webサイト

《豊橋市の特別支援教育・

支援ネットワークガイド》

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/37727.htm>

《豊橋市こども発達支援ガイド》

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/31893.htm>

《「個別の教育支援計画」の作成 と引き継ぎの手引き》

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/8960/shienkeikaku.pdf>

豊橋市の特別支援教育・ 支援ネットワークガイド

本ガイドは、豊橋市の特別支援教育と、特別な支援の必要な子どもとその保護者にかかわる関係機関等の連携について豊橋市の先生方に理解していただくため作成しました。

問い合わせ先も掲載しておりますので、特別支援コーディネーターや担任等が教育相談を行う際の資料としてもご活用ください。

詳しくは、関連Webサイト（裏面にアドレスを掲載）をご覧ください。

《特別支援教育について》

児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を行います。目的は、もてる力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服を目指すことです。

学校での窓口は、教頭、特別支援コーディネーターです。

【通常学級での指導】

児童生徒が生活しやすくなるような教育環境の充実に努め、教育的ニーズのある児童生徒を対象に、合理的配慮を行います。

【通級指導教室での指導】

通常学級に在籍している「言語・発語」「コミュニケーションのとり方」などに困難を感じている児童生徒を対象に、特性に応じた個別指導を行います。

【特別支援学級での指導】

障害のある児童生徒、支援が必要な児童生徒を対象に、個に応じた教科指導及び自立活動などの指導を行います。

豊橋市教育委員会